

## 証券取引及び 重要な非公開情報の開示

---

- A. 要旨
- B. 適用範囲
- C. 方針
- D. 参考資料



倫理規定

## A. 要旨

本方針では、United Technologies Corporation（「UTC」又は「当社」）並びにその取締役、役員及び従業員に対し、重要な非公開情報を入手している者が以下のいずれかの事項を行うことを禁止する米国連邦・州証券法及び諸外国の法律を遵守することを義務づけている。(i)有価証券の取引を行うこと。(ii)重要な非公開情報を当該情報に基づいて取引を行う可能性がある他者に提供すること。また、本方針では取締役、役員及び従業員が UTC の発行する有価証券の空売りに関与すること、並びに当該人が UTC の発行する有価証券による利益に関するヘッジ取引を目的として第三者との間でプットオプション又はコールオプションその他の派生商品又は金融商品に関する取引を行うことも禁止している。

## B. 適用範囲

本方針は、UTC 及びそのあらゆる子会社、部門その他 UTC の管理下にある世界中の事業体に適用される。また、本方針は、UTC の取締役会のメンバー全員並びに UTC 及びその子会社の全ての役員及び従業員に適用される。UTC はまた、上記以外の者（重要な非公開情報にアクセスすることができる請負業者又はコンサルタントなど）を本方針の適用対象とする旨の決定を下すことができる。

## C. 方針

以下は、本方針の骨子について簡単に概説したものであるが、取締役、役員及び従業員は、[別紙 1](#)に記載されている本方針の更なる詳細及び要求事項にも目を通し、それらに精通しておく必要がある。

1. 「重要情報」とは、分別のある投資家が有価証券の購入、保有又は売却に際して重要であるとみなす可能性のある情報をいう。重要情報という用語には、UTC に関する情報のみならず、UTC に開示されるか UTC が占有する情報の内、別の公開会社と関係性があり、かつ、分別のある投資家が当該公開会社の有価証券の購入、保有又は売却に際して重要であるとみなす可能性のある情報も含まれる。
2. 「非公開情報」とは、UTC が普及範囲の広い伝達手段によって公表していない情報をいう。
3. UTC の役員、取締役及び従業員は、重要な非公開情報の秘密性を維持しなければならない。UTC は、指定されたスポークスパーソン（通常は、最高経営責任者、最高財務責任者又はインベスター・リレーションズ部門）を介する場合に限り、重要な非公開情報を開示する。公示に先だつ特定の者又はグループ（アナリストその他の有価証券の専門家を含む。）への選別開示は禁止されている。UTC 又は UTC の代理を務める者による重要な非公開情報の開示には最高経営責任者又は最高財務責任者の承認が必要であり、いずれの場合においても、ゼネラル・カウンセルが証券法その他の関連法の遵守を確保することが義務づ

けられている。

4. UTC 又は UTC のいずれかの事業活動についての有価証券市場の専門家及び投資家又は潜在的投資家からの問合せには全て、UTC インベスター・リレーションズ部門が対応する。
5. 米国の法律では、重要な非公開情報を入手している個人による有価証券の取引及びティッピングを禁止している。取締役、役員、及び従業員は、重要な非公開情報に基づいて UTC 又は別の会社の有価証券の購入又は売却を行ってはならないか、当該情報に基づいて取引を行う可能性がある者に当該情報を開示してはならない。「に基づいて」とは、重要な非公開情報が実際にある者による有価証券の取引を行う旨の決定に影響を与えたか否かにかかわらず、当該情報を知りながら行うことを意味する。

#### D. 参考資料

別紙 1 を参照のこと。追加的指針は、各自が所属する事業部門の法務部又は UTC 企業法務部で入手することができる。加えて、[第 7 条—利益相反](#)及び[第 24 条—専有情報の保護](#)も参照のこと。

## 別紙 1

### A. イントロダクション

1. 米国証券取引委員会（「SEC」）が採択したレギュレーション FD（「公平開示規則」）では、公開会社が重要な非公開情報を公示することなく個人及びグループ（例：財務アナリスト、市場専門家、機関投資家その他の者）に選択開示することを禁止している。以下のセクション C.を参照のこと。
2. SECの要求事項を遵守することに加えて、UTC及び／若しくはその子会社、部門その他 UTCの管理下にある世界中の事業体（以下、個々に及び（文脈上必要な場合）総称して「UTC」という。）が UTC又は別の会社に関する重要な非公開情報を入手することができる場合、UTCの役員、取締役及び従業員は、当該情報の秘密性を維持し、当該情報を開示から保護するために合理的な措置を講じなければならない。米国その他の諸国の証券法では、関連する公開会社についての重要な非公開情報を知りながら有価証券の取引を行うことを禁止している。また、関連法では、取締役及び執行役員が自身がそのような立場を務める公開会社の有価証券の空売りに関与することを禁止している。これらの取引慣行は株式市場の信頼を損ねるものであるため、政府当局は、潜在的違反がないか確認するため、有価証券の取引について定期的に監視を行っており、通常、違反が発生していると確信した場合、厳罰を科すよう要求する。
3. 本方針は、UTC及びその子会社が発行する有価証券（UTCの普通株式、UTCの普通株式を購入するオプション、株式増価受益権、成長株ユニット、制限付き株式、会社の貯蓄制度に基づいて取得される株式ユニット若しくはSRPユニット又はUTC若しくは子会社が発行する可能性がある優先株式、転換社債及びワラント債を含む（がそれらに限定されない）その他の種類の有価証券（本方針では総称して「当社有価証券」という）、並びにUTCが発行したものではない有価証券派生商品（証券取引所で取引される及び証券業者の店頭で売買される、当社有価証券に係るプットオプション若しくはコールオプション又はスワップなど）が含まれる。）に関する取引に適用される。
4. 本方針の適用を受ける者は、UTCに関する情報又はUTCによる雇用中に入手した情報の秘密性を維持し、重要な非公開情報を占有しながら有価証券の取引を行うことを控える倫理的・法的義務を負う。この取引に関する規制は、本方針の適用を受ける者が重要な非公開情報を入手しており、別の者又は事業体による取引を管理又は指示する限りにおいて、本方針の適用を受ける者の名義で直接関与される取引のみならず、家族その他の者又は事業体を通じて間接的に関与される取引にも適用される。いかなる場合においても、ある個人が重要な非公開情報を占有するか否かを決定することについての責任は当該個人が負い、本方針（その他）に関連する UTC、コンプライアンスオフィサー又はリーガルカウンセルその他の従業員又は取締役の側の行為は、当該個人に対する法的助

言を一切構成しないか、適用される証券法に基づく責任から個人を保護しない。本方針の適用を受ける者は、適用される証券法又は本方針において禁止されている行為に関して UTC から法律上の厳罰及び懲戒処分を科せられる可能性がある。更なる詳細については、以下の「違反の結果」という見出しの項目で説明する。

## B. 方針内容

UTCは、UTCに関する重要な非公開情報を入手しているUTCの取締役、役員その他の従業員（又は本方針の適用を受けるその他の者）が、直接的に、又は家族その他の者若しくは事業体を通じて間接的に以下のいずれかの事項を行ってはならないことを方針としている。

1. 本方針において別途規定されている場合を除き、当社有価証券の取引に関与すること。
2. 他者に対し、当社有価証券の購入又は売却を推奨すること。
3. 重要な非公開情報を職務上当該情報を入手する必要がない UTC の従業員その他の者（家族、友人、事業提携者、投資家、専門家ネットワーク、ソーシャルメディア又はコンサルティング会社を含むが、それらに限定されない。）に開示すること。ただし、当該開示が UTC に関する情報の保護又は承認された社外への開示についての UTC の方針に従ってなされる場合はその限りではない。
4. UTC の従業員貯蓄制度／給付制度に基づく累積残高を当社有価証券に関する投資勘定に又は当該投資勘定から移動すること。
5. 上記の活動に従事する者を支援すること。

UTCは、UTCに勤務中、別の公開会社（UTCの取引相手であるかUTCが取引先として検討している会社（潜在的買収／分割／ジョイントベンチャーの当事者、又はUTCの現在の若しくは潜在的な顧客若しくは供給業者など）を含むが、それらに限定されない。）の有価証券に関する投資決定に関連する重要な非公開情報を入手するUTCの取締役、役員その他の従業員（又は本方針の適用を受けるその他の者）が、当該情報が一般市民に広く普及し、全国的メディア／広報通信サービスによって公開されてから72時間が経過するまで、又はもはや重要なものではなくなるまで、当該情報を開示してはならないか当該他社の有価証券に関して取引を行ってはならないことを方針としている。

加えて、UTCは、取締役、役員及び従業員がUTCの発行する有価証券の空売りに関係する取引に関与することを禁止することも方針としている。当該人はまた、UTCが発行する有価証券に基づいてプットオプション又はコールオプションに関与することも禁止されている（ただし、UTCの補償プログラムに基づいて付与されるオプションを受領することによってなされる場合を除く）。更なる詳細については、以

下の「空売り、ヘッジ取引及び質入れに対する規制」という見出しの項目で説明する。

本方針の適用を受ける者がUTCに関する重要な非公開情報を入手しており、当該者が別の者又は事業体による取引を管理又は指示する限りにおいて、本方針の適用を受ける者は、そのような他の当事者による当社有価証券の取引が本方針及び適用される証券法に準拠したものであることを確保しなければならない。本書に具体的に記載されている事項の他に本方針についての例外は存在しない。独自の理由（緊急出費のために資金調達が必要であるなど）により必要となる可能性があるか正当化することができる取引、又は小口取引は、本方針の適用を免除されない。証券法では、軽減事由を認めておらず、いかなる場合においても、最高水準の行動規範を遵守していることについてのUTCの評判を守るため、不適切な取引と見られることすら回避しなければならない。

### C. 重要な非公開情報の開示

1. 「重要な非公開情報」とみなされる頻度の高い情報の例として以下のものが挙げられる。
  - UTC の見込み決算に関する情報又は財務報告の部分（明示的に又は間接的に伝達されるか収益その他の財政上の指標が UTC 又は財務アナリストが予測していたと考えられる金額又は範囲と比べて高いか、低い、同等であると予想されることについての「指針」として表現される情報を含む）。
  - UTC の将来の収益、キャッシュフロー、利益、損失、課徴金、準備金若しくは減損損失に関する見積り又は財務報告の部分。
  - 保留となっている又は提案されている重要なジョイントベンチャー、合併、買収、公開買付その他の取引に関する情報。
  - 銀行借入その他の異例の金融取引。
  - 重要なある事業単位の資産の売却、再構築又は処分に関する情報。
  - 重要な事業取引又は重要な契約の交渉若しくは締結。
  - 再購入が予想される会社の株式数その他株式再購入プログラムに関する重要な情報。
  - 配当政策の変更又は株式分割若しくは追加有価証券の募集に関する申告。
  - 重要な事業体の管理に関する変更の可能性。



- 保留となっている又は提案されている取締役会、上級管理職又は監査人に関する変更。
- 重要な新製品若しくは発見又は新製品の開発、性能若しくは顧客受入れに係る重要な事態。
- 現在の若しくは潜在的な顧客若しくは供給業者との間の重要な事業取引若しくは交渉又は重要な顧客若しくは供給業者による潜在的利益若しくは損失。
- 重要な潜在的若しくは偶発的損失若しくは利益（保留となっている法的手続、調査若しくは請求又は法的手続、調査若しくは請求の恐れ又は企図される法的手続、調査若しくは請求の存在又は予想されるそれらの影響を含むが、それらに限定されない）。
- 差し迫った破産又は財務流動性に関する問題。

別の公開会社に関する類似の情報も当該他社の有価証券への投資の決定にとって重要であるとみなされる可能性がある。

加えて、米国政府又はその機関の行政部門、立法部門、又は司法部門のメンバー又は職員から入手する非公開情報も、様々な公開会社の有価証券への投資の決定にとって重要なものとなる可能性がある。UTC の役員、取締役及び従業員は、政府から入手した重要な非公開情報に基づく公開会社の有価証券の取引及び当該情報に基づいて取引を行う可能性がある他者への開示を控えなければならない。

上記の箇条書きは、例示目的のものであって排他的なものではない。UTC 又は別の会社に関する他の財務・事業情報が重要なものとなる場合もある。重要性を評価するための明確な基準は存在しない。むしろ重要性は、あらゆる事実及び状況についての評価に基づくものであり、重要性の評価は、多くの場合、執行機関が洞察力を十分に生かして行う。

2. 重要な非公開情報は、UTC 又は別の会社（公開会社、UTC の子会社、又は UTC の顧客若しくは供給業者を含む。）に関係する可能性がある。他社に関する重要な非公開情報は、本方針に記載されている米国その他の諸国の法律に基づいて規制され、秘密保持義務その他開示に関する規制の適用を受ける可能性がある。したがって、重要な非公開情報に対するアクセス権の付与対象は、自身の責務を果たすことを目的として当該情報を知る必要があるそれらの役員、取締役及び従業員に制限しなければならない。重要な非公開情報へのアクセス権を有するか重要な非公開情報について知るようになる UTC の取締役、役員及び従業員は、当該情報の秘密性を維持し、当該情報が「知る必要」のない UTC 内の者及び第三者に開示されることを防ぐために合理的な措置を講じなければならない。追加的指針は、UTC 会社方針マニュアル、[第 24 条一専有情報の保護](#)に記載されている。

3. SEC のレギュレーション FD では、公開有価証券を保有する会社（又は当該会社の代理を務める者）が重要な非公開情報を以下の者、
- 株式仲買人又はディーラー、
  - 財務アナリスト、
  - 投資アドバイザー、
  - ファンドマネジャー、
  - 投資会社、
  - 上記のいずれかの事業体の提携会社又は関連会社、又は
  - 株主（株主が情報に基づいて会社の有価証券を購入又は売却することが合理的に予測可能である場合。）

に開示する場合、当該会社が、当該情報を以下のいずれかの形式で公示も行わなければならないとしている。(a) 広く普及されるプレスリリース、(b) SEC に提出されるフォーム 8-K で保管又は提出される情報、又は(c) 一般公開されているウェブキャスト。SEC の規制では、意図的又は計画的な開示（開示を行う者が重要なかつ非公開のものであることを知っているか不注意によってそのことを知らない開示）の場合、公示を同時に行うことを義務づけている。公示がウェブキャストを通じてなされる場合、ウェブキャストの日時についての適切な通知がプレスリリース（アクセス方法が記載されたもの）によって数日前までになされていなければならない。一般市民に対し、電話又はインターネットウェブキャストリングによってウェブキャストを聴くことを許可しなければならない。

SEC のレギュレーション FD には、政府機関、信用格付機関及び情報の秘密性を維持する義務を負うかそのことに同意する当事者への特定の開示を行う場合に適用することができる限られた特定の例外がいくつか設けられている。これらの例外が限られた範囲のものであることを踏まえ、例外に依拠する前に UTC の法務部に連絡し、指導を求めなければならない。

#### D. 重要なその他の留意点

1. 証券法では、重要な非公開情報を入手している者は、当該情報について知りながら有価証券の購入又は売却を行うことを控えなければならないと定めている。UTC 又は別の会社に関する重要な非公開情報が公示され、株式市場における有価証券の時価に十分に組み込まれるまで、当該情報について知りながら UTC その他の当該公開会社の有価証券の取引（当該情報に関連する会社の有価証券を



含む当該会社の貯蓄制度若しくは給付制度におけるファンドへの若しくはファンドからの累積残高の移動、又は当該会社の有価証券に基づくオプションその他の派生商品に関する取引を含む。)を行う UTC の取締役、役員又は従業員は、特定の狭義の状況にある場合を除き、米国証券法に違反する可能性がある。単にプレスリリースが発行されたからと言って、又は情報がニュースサービスに取り上げられたからと言って、情報が事実上公知となると想定してはならない。重要情報が「公知」のものとみなされ、株式市場に十分に浸透するまでに経るべき時間は状況によって異なるものの、アナリスト及びメディアの大きな注目を集める UTC のような大規模な公開企業の場合、一般的に、当社が広範囲に普及される社外向けプレスリリース、プレスリリースによって事前に発表されるアクセス可能範囲が広いウェブキャスト、又は SEC に提出される報告書の中で情報を開示してから 24 時間後に当該情報が「公知」のものとみなされると想定することが妥当である。

2. 「内部」情報に基づく取引又は「内部」情報を知りながら行われる取引に対する禁止が全従業員に適用されるものであって、取締役、役員、経営陣又は管理職員のみには適用されるものではないことを知っておくことが重要である。従業員の家族が重要な非公開情報を入手している場合、その家族も適用法に基づく取引に対する規制の適用を受けるようになる可能性がある。
3. 重要な非公開情報を UTC の外部の者に伝達することは、「ティッピング」の対象者が当該情報に基づいて有価証券の取引に関与することが予想される可能性がある場合、形式を問わず違法な「ティッピング」とみなされると可能性がある。この中には、UTC 又は別の公開会社に関する重要な非公開情報についてのあらゆる形式の口頭若しくは書面による伝達、電子メッセージ又はインターネットサイト、掲示版、「専門家ネットワーク」、ソーシャルメディア若しくはチャットルーム上でのコメント若しくは情報の投稿、その他のあらゆる伝達形式が含まれる。

#### **E. UTC の普通株式の空売り、ヘッジ取引及び質入れに対する規制**

1. UTC は、取締役、役員及び従業員が UTC の発行する有価証券の空売りに関与する取引に関与することを禁止することを方針としている。当社有価証券の空売り（売主がその時点で所有していない有価証券の売却を申し込むこと）は、当該有価証券の価値が下落するとの売主側の予想の証拠となり得るものであり、したがって、売主が UTC の将来性に対して確信をもつことができないことを市場に示す可能性を秘めている。加えて、空売りは、UTC の業績改善を求める売主のインセンティブを減少させる可能性がある。こうした理由から、取締役、役員及び従業員は、当社有価証券の空売りに関与することを禁止されている。証券取引法第 16 条(c)でも、UTC の取締役及び執行役員が空売りに関与することを禁止している。

2. 従業員は、UTC が発行する有価証券の空売りが行われた場合、及び UTC の利益と相反する価値プロファイルを有するオプションに関する取引の場合、禁止されている利益相反が発生する可能性があることも認識しておかなければならない。換言すると、空売り及び UTC の財務実績に対する市場の期待が低下する場合若しくは UTC が発行する有価証券の価値が下落する場合又はその両方に該当する場合に価値を有するか価値が増大するオプション取引については、UTC 会社方針マニュアル、第 7 条—利益相反の違反にあたる利益相反を創出する可能性があるとの評価を下さなければならないということになる。
3. UTC は、取締役、役員及び従業員が、為替市場その他の組織的市場において当社有価証券に基づいてプットオプション、コールオプションその他の有価証券派生商品に関する取引若しくは非公開取引を行うこと（UTC の株式報酬制度に基づいて付与される権利の取得及び行使を除く。）、並びに金融商品（前払いの変動的な先渡契約、エクイティスワップ、カラー、及び為替資金を含む。）を購入すること、又は別途直接的若しくは間接的に取締役、役員若しくは従業員に提供されるかそれらが保有する当社有価証券の市場価値の下落を防ぐか軽減するよう意図された若しくはそのような効果のある取引に関与することを禁止することを方針としている。UTC は、上記の禁止事項をいくつかの重要な理由によって採用している。第一に、市場でのオプション取引の期間が比較的短いことを踏まえると、オプション取引によって取締役、役員又は従業員が重要な非公開情報に基づいてかつ UTC の長期的目標よりもむしろ短期的な業績に着目して取引を行う状況がもたらされる可能性があるという点が挙げられる。加えて、このような取引が UTC が提供する株式報酬又は報酬のヘッジ又は現金化につながる可能性もある。ヘッジ取引及び現金化取引によって、取締役、役員又は従業員が従業員給付制度その他によって取得した当社有価証券を所有に伴う全てのリスク及び報酬を伴わずに引き続き所有することができるようになる可能性もある。そのような事態が発生した場合、取締役、役員又は従業員は、もはや UTC の他の株主と同様の利害関係を有しなくなる可能性がある。UTC の取締役、役員及び従業員は、UTC の有価証券に基づくあらゆる形式のオプション取引又は派生商品に関する取引（UTC が提供する株式報酬の受領を除く。）に関与することに対する一般的禁止規定の適用を受けるものの、当該禁止規定は、特に、可能な様々なメカニズム（前払いの変動的な先渡契約、エクイティスワップ、カラー、及び為替資金などの金融商品を含む。）を経て達成されるヘッジ取引及び現金化取引に適用される。
4. 重要な非公開情報の開示、「インサイダー」取引及び UTC の株式その他の有価証券の質入れによって発生する可能性がある潜在的な利益相反についての追加的指針は、UTC 会社方針マニュアル、[第 7 条—利益相反](#)を参照することによって入手することができる。

#### E. 特定の限定的例外事項

**従業員給付制度に基づく取引** 本方針は、各従業員が給与天引きの選択に従って UTC の従業員貯蓄制度、貯蓄回復制度又は繰延報酬制度への定期的な金銭出資を行うことによってもたらされる（ただし、当該給与天引きの選択が、実際の給与からの定期的金銭出資が初めて行われる数か月前に、かつ、当該従業員が UTC に関する重要な非公開情報を入手していない時点でなされることを条件とする。）、これらの制度に基づく当社有価証券の取得には適用されないか、当該取得を制限するものではない。ただし、本方針は、各従業員が上記のいずれかの制度に基づいて行うことができる当社有価証券に関する特定の選択及び処分（以下に例示する。）については制限を課す。(a) 当社有価証券を保有するファンドに割り当てられる各従業員の定期的金銭出資の割合を増やすか減らすことについての選択。(b) 現在の勘定残高を当社有価証券を保有するファンドに内部振替するか当該ファンドから現在の勘定残高に内部振替することについて選択。(c) 貸付によって当社有価証券を保有するファンドに関する各従業員の勘定残高の一部又は全体の清算が生じる場合において当該従業員の制度用勘定を担保にして借金をすることについての選択。(d) 制度用貸付について前払いを行うことによって融資返済資金が当社有価証券を保有するファンドに割り当てられることになる場合において当該前払いを行うことについての選択。

**規則 10b5-1 に基づく制度** 米国証券取引法に基づく規則 10b5-1 では、規則 10b-5 に基づくインサイダー取引に関する責任に対する制限付き防御について定めている。当該防御に依拠するためには、本方針の適用を受ける者が、規則 10b5-1 に定められている具体的な条件を満たす当該規則に基づく当社有価証券の取引に関する制度（「規則 10b5-1 制度」）に加入する必要がある。UTC 法務部は、本方針を遵守するにあたって、規則 10b5-1 制度も事前に承認しなければならない。規則 10b5-1 制度への加入についての承認を求める者は、当該者が当該制度に加入する時点で当該制度に基づく取引の対象となる有価証券を保有する会社に関する重要な非公開情報を入手していないことを確認する旨の表明書を UTC 及び関係する金融機関に提出するよう要求されると考えられる。当該制度については、事前取引に関する金額、価格設定及び時期を定めておくか当該事項に関する裁量権を独立した第三者に委譲する必要がある。当該制度が採択された場合、当該者は、取引の対象となる有価証券の金額・取引価格・取引日に影響を与えてはならないか、当該制度を変更又は解除してはならない。当該制度が規則 10b5-1 の要求事項を満たしており、当該制度に基づいて実際に取引を実行する日より十分に前もって当該制度に加入しており、当該制度が UTC 法務部の承認を得ている場合、以前に策定された規則 10b5-1 制度に基づいて実際に有価証券の取引が行われた際に当該者が占有していた情報にかかわらず、当該制度に従って当社有価証券の購入又は売却を行うことができる。取締役及び執行役員は、当該制度に基づく取引について、SEC への提出物の中で適切に報告がなされ、及び当該取引が短期売買益に対する責任を創出しないように留意する必要があると考えられる。

規則 10b5-1 制度に関する提案書については全て、当該制度及び状況について見直しを行うための十分な時間を確保することができるよう、当該規則 10b5-1 制度への加

---

入の 30 日前までに UTC 会社法務部に提出し、承認を求めなければならない。UTC は、その自己裁量で規則 10b5-1 制度に関する提案を承認することを拒絶する権利を留保する。

#### F. 違反の結果

インサイダー取引に関する違反及び選択開示に関する違反の結果として、関与した個人及び当社に対して刑事上及び民事上の罰金及び罰が科せられる場合がある。

当社の開示又はインサイダー取引に関する方針に違反する者は、最高で解雇を含む懲戒処分の適用も受ける。

#### G. 支援

特定の情報の開示又は特定の取引に関する質問については、UTC 又は各事業部門の法務部に問い合わせること。